

ギリシャ政府による新型コロナウイルス感染症対策 (イラクリオン追加制限措置)

2020年8月31日
在ギリシャ日本国大使館

ギリシャ市民保護省は、イラクリオン郡（クレタ県）に対して、9月1日午前6時から15日午前6時まで有効な追加制限措置を発表しました。措置内容は以下のとおりです。

- (1) 飲食店等は深夜0時から翌日午前7時まで営業禁止とする。
- (2) 飲食店でのテーブルの利用は4人までとする（家族での利用は6人まで可）。
- (3) パーティー、祭り等のイベント開催を禁止する。
- (4) 屋外、室内を問わず、マスク着用を義務づける。
- (5) 公共の場所のみならず、私有地においても9人以上が集まることを禁止する。

※ 既にパロス、アンディパロス、ミコノス、ハルキディキ郡、ハニア郡（クレタ県）、ザキントス、レスボスについても同様の措置が課せられています。

このところ、ギリシャにおける新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大が報じられております。皆様におかれましては、引き続き、可能な限り人混みを避けるとともに、周囲との距離を十分に保ち、確実な手洗い・うがい、マスクの適切な使用等により、感染防止に努めてください。

在ギリシャ日本国大使館

電話：210-670-9910、9911

F A X：210-670-9981

H P：http://www.gr.emb-japan.go.jp

メール：consular@at.mofa.go.jp